

『グローバル内部監査基準™』日本語翻訳新旧対照表

	基準	内容	項目	対象ページ		変更前	変更後
				PDF版	書籍版		
1	基準3.2	継続的な専門的能力の開発	実施に当たって考慮すべき事項	P28 上から8行目 (変更済)	P34 上から5行目	計画とスケジュールを策定 することは、優れた実務である。	計画とスケジュールを策定 すべきである。
2	基準4.2	専門職としての正当な注意	要求事項	P30 要求事項 箇条書き下から2つ目	P40 要求事項 箇条書き下から2つ目	・目標、業務又は 監査資源 に	・目標、業務又は 資源 に
3	基準6.2	内部監査基本規程	実施に当たって考慮すべき事項	P41 実施に当たって…以下 上から8行目	P66 実施に当たって…以下 上から10行目	法令や規則を正式な規程に 代えてもよい。	法令や規則を正式な規程に 代わるものとしてもよい。
4	基準8.1	取締役会による対話	要求事項	P50 箇条書き上から2つ目	P86 箇条書き上から2つ目	影響を及ぼす 可能性のある変更	影響を及ぼす 変更や変化
5	基準9.1	ガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセスの理解	要求事項	P58 箇条書き上から7つ目	P104 箇条書き上から7つ目	活動及びコミュニケーションを 連携 すること	活動及びコミュニケーションを 調整 すること
6	基準9.4	内部監査の計画	実施に当たって考慮すべき事項	P65 下から14行目	P115 下から17行目	内部監査の計画案には、 通常 、次のものを含めるべきである。	内部監査の計画案には、次のものを含めるべきである。
7	基準10.2	人的資源の管理	要求事項	P69 要求事項 上から2行目	P124 要求事項 上から2行目	内部監査人を採用、育成、保持するための 手法 を確立しなければならない。	内部監査人を採用、育成、保持するための 方法 を確立しなければならない。
8			実施に当たって考慮すべき事項	P70 実施に当たって…以下 上から1行目	P124 下から2行目	内部監査部門への人員配置の構造と 手法 は、	内部監査部門への人員配置の構造と 方法 は、
9				P72 上から1行目	P127 下から14行目	取締役会及び最高経営者に 助言 すべきである。	取締役会及び最高経営者に 報告 すべきである。
10	基準11.5	リスクの受容についてのコミュニケーション	実施に当たって考慮すべき事項	P81 上から13行目	P145 下から11行目	超えるレベルのリスクを受け入れたかどうかの 判断 に資する。	超えるレベルのリスクを受け入れたかどうかの 決定 に資する。
11	基準12.2	パフォーマンスの測定	実施に当たって考慮すべき事項	P85 上から1行目	P154 下から9行目	パフォーマンス目標の設定は、 内部監査基準 の中で明確にされている	パフォーマンス目標の設定は、 以下の3項目 の中で明確にされている
12			適合していることの証拠の例	P86 上から1行目	P156 下から4行目	・追跡 された パフォーマンス目標に対応するパフォーマンス指標、及び それらの 指標に関する 目標	・追跡 対象となっ ているパフォーマンス目標に対応するパフォーマンス指標、及び それぞれの 指標に 対して設定された目標値
13	基準13.2	個々の内部監査業務におけるリスク評価	実施に当たって考慮すべき事項	P93 実施に当たって…以下 上から1行目	P175 実施に当たって…以下 上から1行目	計画策定中に 内部監査部門長 と相談すべきである。	計画策定中に 個々の内部監査業務の監督者 と相談すべきである。
14				P94 箇条書き下から3つ目	P176 箇条書き下から3つ目	・インタビュー、議論又はサーベイを通じて 確認 すること	インタビュー、議論又はサーベイを通じて 照会 すること
15				P94 下から3行目	P176 下から1行目	レビュー対象活動の経営管理者からの 意見 を	レビュー対象活動の経営管理者からの 情報 を
16				P95 上から8行目	P177 上から12行目	(すなわち、予防的、発見的、 指導的 、又は是正的)	(すなわち、予防的、発見的、 指示的 、又は是正的)
17	基準13.3	個々の内部監査業務の目標及び範囲	実施に当たって考慮すべき事項	P97 上から2行目	P179 下から2行目	・ 監査資源 の有効かつ効率的な活用	・ 資源 の有効かつ効率的な活用
18	基準14.2	分析及び個々の内部監査業務の潜在的な発見事項	実施に当たって考慮すべき事項	P104 下から10行目	P193 上から13行目	分析によって 、評価規準と状況との間で意味のある比較を 行う べきである。	その分析は 、評価規準と状況との間の意味のある比較を 導き出す べきである。
19	基準14.4	改善のための提言及び改善措置の計画	実施に当たって考慮すべき事項	P107 下から8行目	P199 上から3行目	複数の改善のための提言又は 改善措置の計画 がある場合 も ある。	複数の改善のための提言又は 改善措置 がある場合 がある 。
20	基準15.1	個々の内部監査業務の最終的なコミュニケーション	要求事項	P111 要求事項 上から12行目	P206 下から9行目	その改善措置を 認め なければならない。	その改善措置を 反映 しなければならない。
21			実施に当たって考慮すべき事項	P112 上から5行目	P207 実施に当たって…以下 上から8行目	最終的なコミュニケーションには、 対象者 がレビューの対象となる活動についてどの程度知っているか、発見事項や結論が 対象者 にどのように影響を与えるか、及び 対象者 が情報をどのように利用する予定であるかに基づいて、特定の 対象者 向けに形式、	最終的なコミュニケーションには、 受け手 がレビューの対象となる活動についてどの程度知っているか、発見事項や結論が 受け手 にどのように影響を与えるか、及び 受け手 が情報をどのように利用する予定であるかに基づいて、特定の 受け手 向けに形式、